

旧磐田市地域指定年度	昭和 46 年度
旧福田町地域指定年度	昭和 46 年度
旧竜洋町地域指定年度	昭和 47 年度
旧豊田町地域指定年度	昭和 47 年度
旧豊岡村地域指定年度	昭和 47 年度
磐田市計画策定年度	平成 19 年度
	平成 24 年度
	平成 28 年度

磐田市農業振興地域整備計画書

令和 4 年 5 月

静岡県磐田市

目 次

第1	地域の振興方向	1
1	農業振興の方向	1
	(1) 現状分析	1
	(2) 今後の方向	2
2	農業振興地域整備計画の特色	4
	(1) 経過と変更の理由	4
	(2) 計画の特色	4
第2	農用地利用計画	5
1	土地利用区分の方向	5
	(1) 土地利用の方向	5
	ア 土地利用の構想	5
	イ 農用地区域の設定方針	7
	(2) 農業上の土地利用の方向	9
	ア 農用地等利用の方針	9
	イ 用途区分の構想	11
	ウ 特別な用途区分の構想	13
2	農用地利用計画	13
第3	農業生産基盤の整備開発計画	14
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	14
2	農業生産基盤整備開発計画	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17
4	他事業との関連	17
第4	農用地等の保全計画	18
1	農用地等の保全の方向	18
2	農用地等保全整備計画	19
3	農用地等の保全のための活動	21
4	森林の整備その他林業の振興との関連	22
第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	23
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	23
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	23
	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	25
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 ...	25
3	森林の整備その他林業の振興との関連	26

第6	農業近代化施設の整備計画	27
1	農業近代化施設の整備の方向	27
2	農業近代化施設整備計画	30
3	森林の整備その他林業の振興との関連	30
第7	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	31
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	31
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	31
3	農業を担うべき者のための支援の活動	31
4	森林の整備その他林業の振興との関連	31
第8	農業従事者の安定的な就業の促進計画	32
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	32
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	34
3	農業従事者就業促進施設	34
4	森林の整備その他林業の振興との関連	34
第9	生活環境施設の整備計画	35
1	生活環境施設の整備の目標	35
2	生活環境施設整備計画	39
3	森林の整備その他林業の振興との関連	39
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	39
第10	付図（別添）	40
1	土地利用計画図（付図1号）	40
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	40
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	40
4	農業近代化施設整備計画図（付図4号）該当なし	40
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）該当なし	40
6	生活環境施設整備計画図（付図6号）該当なし	40
別記	農用地利用計画	41
(1)	農用地区域	41
ア	現況農用地等に係る農用地区域	41
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	41
(2)	用途区分	41

第 1 地域の振興方向

1 農業振興の方向

(1) 現状分析

ア 自然的条件

磐田市（以下「本市」という。）は、日本のほぼ中央、静岡県西部の天竜川東岸に広がる地域であり、西側を一級河川天竜川、東側を二級河川太田川に挟まれ、北・西は浜松市、東は袋井市及び森町、南は遠州灘に面している。

地形は、南アルプス連峰から連なる丘陵地、天竜川の沖積地が隆起して生じた磐田原台地、及び天竜川、太田川の沖積平野からなっている。

気候は、年平均気温は約 17.2℃、年間降水量は 2,175.5mm（磐田市統計書（令和 2 年版）消防本部（消防年報））と温暖多雨な気候である。風速は年平均 3.6m/s であるが、冬期には特に西北西の季節風が強く吹き、「遠州の空っ風」と呼ばれている。

地質は、北部丘陵地は洪積層の褐黄色土で占められ、磐田原台地は洪積層からなり、巨礫を含む未固結な砂礫・砂・シルト等からなっている。北西部の平坦地は天竜川扇状地であり、沖積砂壤土で占められ、天竜川低地及び太田川低地は、未固結な砂礫・粘土等からなる沖積層である。海岸部は、中粒砂が分布し、砂州砂丘地となっている。

イ 社会的条件

市内の鉄道は、J R 東海道本線が市の中央部を横断し、市の北部には天竜浜名湖線が通っている。道路は、市の中央部を東西に東名高速道路、国道 1 号バイパス、県道磐田袋井線が、南部には国道 150 号が通り、現在 150 号バイパスも整備されている。

また、東名高速道路の磐田 I C、遠州豊田パーキングエリアスマート I C に加え敷地地区で新東名高速道路に新磐田スマート I C が開通した。今後、さらに広域交通ネットワークが強化され、より一層利便性の向上が期待される。そのうえ、鎌田地区では、令和 2 年 3 月に、J R 東海道本線の新駅「御厨駅」が設置され、地域間・都市間交流が一層促進されることにより、新たな発展が期待されている。

このように本市は、交通条件に恵まれている上、地理的条件も良いことから、京浜・中京・京阪神地区などの大消費地や浜松市等への農産物供給地としての条件を備えている。

ウ 人口等の動向

本市の人口は、令和 2 年現在総人口 166,672 人、総世帯数 65,059 世帯である。総人口は平成 20 年をピークとして減少に転じ、総世帯数は、核家族化の進行もあ

って増加が顕著となっている。農家人口及び農家戸数は年々減少しており、総人口、総世帯数に占める割合も大幅に低下している。

産業別就業人口をみると、第3次産業が過半数を占めているものの、業種別では第2次産業の製造業に特化した産業構造となっている。この第2次産業の人口・出荷額は、平成20年のリーマンショックに端を発する世界的経済不況等の影響により減少傾向にあったが、近年回復傾向にあり、今後、交通の利便性を活かした企業誘致の促進や新たな工業用地の整備等により、一層の回復が期待されている。

エ 農業の現状

本市は、都市圏にも近く、平坦で温暖な気候に恵まれた条件に加え、蓄積された農業技術を活かして、特色のある農業生産を行ってきた。北部山間地の茶・柿などから、南部平坦地の大規模水田営農、施設園芸、露地野菜など多種にわたり幅広く作物が栽培されている。

しかしながら、近年の農業を取り巻く情勢は輸入農産物の増加、産地間競争の激化、農業者の高齢化、担い手の不足、荒廃農地の発生等大変厳しい状況となっている。

一方、農業者の高齢化により、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進みつつある。さらに、近年は、一般企業による農業参入が盛んであるほか、ICT (Information and Communication Technology) などの新しい技術を活用した先進的な取組も進められている。今後の農業者の高齢化や労働力不足に対応しつつ、農業を成長産業にしていくためには、データ駆動型の農業経営を通じて消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供していく、スマート農業の加速化が不可欠となっている。さらに、Society5.0、そしてスーパーシティ構想などの新しいデジタル化が推進されている。そして、磐田市でも「SDGs：持続可能な開発目標」の達成に向けた取り組みを推進するため、その一つとして脱炭素社会の実現に向けゼロカーボンシティを表明している。また、食の安全・安心への関心や景観・治水など、農業・農村に対する社会的な期待が高まっている。

(2) 今後の方向

農業の担い手・後継者不足や荒廃農地の発生など農業をとりまく環境が厳しくなる一方で、農業・農村の持つ国土や環境の保全機能、地域伝統文化の継承機能、防災機能、自然とのふれあいの場などの多面的機能が見直されつつある。

このような中、本市の農業生産水準を維持発展させていくためには、農業生産の展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める必要がある。

そのため、今後は以下を基本目標に、本市の農業・農村の振興を図っていく方針である。

ア 農用地利用計画に基づいて、地域の振興上必要となる様々な非農業的土地需要

- との調和を保ちつつ、優良農地を確保・保全し、秩序ある土地利用の形成を図る。
- イ 磐田市農業再生協議会をはじめ、関係機関や関係団体の連携をより一層充実させ、担い手の育成・確保を図る。また、「(株)スマートアグリカルチャー磐田」等ICTなどを活用した次世代型農業への支援を推進するとともに、「いわた農業経営塾」の実践等を通じて一般企業をはじめ多方面からの新規参入を促進する。
- ウ 認定農業者やビジネス経営体等の意欲ある農業者が安定的かつ継続的に農業を展開できるよう、関係機関と連携した農地中間管理事業への取り組みにより、地域での話し合いによる人・農地プランの継続的な見直しを進め、集団化・連担化した条件で担い手への農地の集積・集約化を推進する。
- エ 荒廃農地の再生利用を推進するとともに、「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」として多面的機能支払制度等の活用により、市民との協働による農地等保全活動や環境保全型農業を推進し、農用地の保全及び多面的機能の維持増進を図る。また、鳥獣被害対策等への取組を強化する。
- オ 大規模ほ場化など地域の実情に合わせた農業生産基盤整備を推進し、農作業の省力化や農業経営の安定化を進める。
- カ 地域の特性を活かした生産性が高く、付加価値の高い農作物の産地化、ブランド強化をより一層推進するとともに、国内外の販路開拓支援、農商工連携・6次産業化への支援を進める。
- キ 生産者と消費者の交流・連携を図るとともに、学校給食への地場製品の導入や「とよおか採れたて元気むら」などの地場産品直売施設の利用促進などにより、食育に関する理解促進、地産地消を推進する。

2 農業振興地域整備計画の特色

(1) 経過と変更の理由

平成 17 年 4 月 1 日に磐南 5 市町村（磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村）が合併して誕生した本市は、平成 19 年度に農業振興地域整備計画を策定した後、平成 24、28 年度に定期変更を行っている。その後、経済事情の変動などにより生じた個別の土地需要等に随時対応している。

近年の農業を取り巻く状況が厳しさを増す一方で、農業以外の土地利用の需要は増加し、今後はさらにその傾向が強まることが予想されている。

このようなことから、食料の安定供給はもとより自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能に寄与する農用地等を良好な状態で確保するため、計画的な土地利用に向け、農業振興地域制度の適切な運用を図ることが必要となっている。また、静岡県農業振興地域整備基本方針の見直しも進められている。

そして国では、令和 2 年 3 月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画において、「消費者や実需者のニーズに即した施策」をはじめ、「農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開」「スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進」などが重点的施策として位置づけられている。

今回の農業振興地域整備計画の変更は、新たな国の食料・農業・農村基本計画の見直しをはじめ、県農業振興地域整備基本方針に則するとともに、地域の情勢の変化や市総合計画その他諸計画との整合性を図りつつ、令和 2 年度に行った農業振興地域整備計画に関する基礎調査結果に基づき、今後 10 年を見通した総合的な見直しを行うものである。

(2) 計画の特色

農用地利用計画にあつては、地理情報システムを活用した農用地現況調査等により農用地の利用実態の精査、集団的農地等の把握を行い、農用地として積極的に確保・保全していく土地を明確にし、本市の農業の発展につながる適正な土地利用計画を推進する。

農用地利用計画以外の計画では、水稲、茶、温室メロン、シロネギ、エビイモ等を基幹作目とし、農業生産基盤の整備や施設の近代化をはじめ、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、農村の生活環境の向上等を推進する。これらにより、農用地の効率的かつ総合的な利用促進や農業所得の向上を図り、生産者が安定的かつ継続的に農業を展開できる環境の整備を図るものである。

第2 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、約 163.45 ㎢の面積をもち、大きく分けると南アルプス連峰から連なる丘陵地、天竜川の沖積地が隆起して生じた磐田原台地及び天竜川、太田川の沖積平野からなっている。市街地は、市の中央を横断する J R 東海道本線の磐田駅や豊田町駅などを中心として形成されている。また、見付美登里地区や J R 東海道本線の新駅「御厨駅」周辺の新貝・鎌田地区では、土地区画整理事業等による良好な市街地整備が進められている。

農業振興地域（以下「本地域」という。）は、市街化区域及び天竜川河口部、ゴルフ場などを除く 13,002ha が指定されている。土地利用の内訳は、農用地 4,838ha（37.2%）、農業用施設用地 74ha（0.6%）、森林原野 2,663ha（20.5%）、その他 5,427ha（41.7%）となっている。農地の利用状況を見ると、北部丘陵地では茶や柿、磐田原台地は、ほとんどが茶を生産する樹園地となっている。天竜川流域の平坦地には水田・畑作地帯が広がり、太田川流域の低地は、ほとんどが水田地帯となっている。また、農地の流動化は進んでいる一方で、荒廃農地は、再生しても新たな荒廃農地が発生し、横ばい傾向にある。

産業は、恵まれた自然環境と地理的条件を活かし、繊維、輸送用機械、電子機器などを中心とした第2次産業の成長により、ものづくり産業の集積地域となっている。

道路交通は、大動脈である東名高速道路、国道1号バイパスに加え、国道150号が地域の軸を形成している。さらに、新東名高速道路が整備され、新磐田スマート I C が開通するなど、広域交通網が充実しており、輸送用機械をはじめ、農林水産物加工品・医薬品・化成品産業などの産業集積や新産業の育成、観光振興等新たな発展が期待されている。

このような中、本市では、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全・優良農地の保全を図りながら、地域の魅力や個性を活かした土地利用を進め、市の将来像である「たくさんの元気と笑顔があふれるまち 磐田」を目指しているところである。

特に、次世代型農業へ参入する企業への支援などによる農業振興をはじめ、地域の活性化につながる企業立地の推進、新磐田スマート I C や J R 新駅「御厨駅」などの都市基盤の整備、住宅供給の推進等の施策を重点的に進め、これらにより地域に根ざした産業や経済活動が盛んで、市民が誇りや愛着を持ち続けられる「にぎわいと活力のまち」を目指している。

今後も、これらの施策を積極的に進めるとともに、地域の振興上必要となる様々な非農地的土地需要に対しては、優良農地の確保・保全を基本に、都市計画等他の

土地利用計画との調整を図りつつ、秩序ある土地利用の形成を図る。優良農地の維持・確保においては、人・農地プランの実質化に取り組み、現在の農地の利用状況やアンケート等による地域農業者の意向等を踏まえ、保全すべき農地の確保に努めていく。

以上、土地利用の構想に基づく用途別利用の見通しは次のとおりである。

表 農業振興地域内面積の見通し

単位：ha、（％）

区分 年次	農用地	農業用 施設用地	森林・原野	その他	計
現在 (令和3年)	4,838 (37.2)	74 (0.6)	2,663 (20.5)	5,427 (41.7)	13,002 (100)
目標 (令和13年)	4,822 (37.1)	80 (0.6)	2,662 (20.5)	5,438 (41.8)	13,002 (100)
増減	△16	6	△1	11	0

(注) 1 資料：農業振興地域内面積（R4.5 現在）

2 () 内は構成比である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 4,838ha のうち、a～c に該当する農用地 3,872ha について農用地区域を設定する方針である。

- a 10ha 以上の集団的に存在する農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ・大型機械による一貫作業の可能な 2 ha 以上の土地
 - ・地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な農地
 - ・高収益をあげている温室団地
 - ・国及び県が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積・集約化することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、c の土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。

- (a) 宅地及び山林等に介在または周辺に位置する農用地で道路・水路等の地形地物により分断され一体的な利用を図ることが困難な農用地
- (b) 自然的条件から見て大型機械等の導入などの農業近代化を図ることが相当地でない農用地、山間・谷地に散在する農用地及び周辺農用地と一体の管理が困難な農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア) において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要のあるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア) において農用地区域を設定する方

針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる概ね2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積（ha）	農業用施設の種類
東部ライスセンター	御厨外7	0.4	ライスセンター
向笠ライスセンター	向笠・田原	0.2	〃
岩田温室群	岩田	3.9	いちご・トマト温室
向笠温室群	向笠	3.5	メロン温室
御厨温室群	御厨	1.3	花卉・メロン温室
南御厨温室群	南御厨	1.1	メロン温室
天竜温室群	天竜	1.2	〃
長野温室群	長野	3.2	〃
北部畜産施設群	大藤・向笠	2.5	畜舎・堆肥舎
磐田良質堆肥生産組合	大藤	0.2	家畜糞尿処理施設
北部製茶工場群	大藤外2	1.1	製茶工場
駒場温室群	駒場(150号ハ°イ°ス北)	6.1	メロン・ラン温室
	〃(150号ハ°イ°ス南)	8.7	メロン温室・鶏舎
遠州中央農協集出荷場	金洗(150号南)	0.5	集出荷・選別施設
(株)スマートアグリカルチャー磐田	高見丘・東原	8.4	ケール・ハ°プ°リカ等温室
F・Lファーム	掛塚	1.9	ハ°プ°リカハウス
個人農業用施設	市内全地区	25.9	倉庫・車庫等
計		70.1	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本市は、農地として利用可能な森林・原野は有していないため、設定しない方針である。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の農用地は、自然・社会的条件等から磐田北部地区、磐田東部地区、磐田南部地区、福田地区、竜洋地区、豊田地区、豊岡地区の大きく7地区に分けることができる。各地区で、それぞれ地域性を活かした農業生産が行われており、生産性の向上を目指している。

しかし近年、農業従事者の減少や高齢化等が進行し、荒廃農地や鳥獣被害が発生するなど農業を取り巻く環境はますます厳しい状況になっている。

今後も、農業生産にとって最も基礎的な資源である優良農地を確保することを基本として、人・農地プランに基づき農地中間管理事業等をフル稼働した農用地の集積・集約化を推進し、地域の中心となる担い手農業者の規模拡大による生産性の向上を進め、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。また、「いわた農業経営塾」の実践等を通じて一般企業など多様な担い手の育成を図るとともに、多面的機能支払制度等を活用した地域共同による農道・水路等の保全や、荒廃農地の再生・発生抑制に努めていく。あわせて次世代型農業や6次産業化への支援などによる付加価値の高い生產品の産地化、「とよおか採れたて元気むら」などの利用促進や「軽トラ市」の開催支援、学校給食への地場產品の供給などによる地産地消等を推進し、地域農業の維持・形成を図っていくものとする。

地区別土地利用の構想は次のとおりである。

表 農用地面積の見通し

単位：ha

地区名	区分	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計	森林・原野等
	磐田北部地区 (A)	現況	978.18	—	—	13.99	992.17
将来		978.18	—	—	13.99	992.17	—
増減		—	—	—	—	—	—
磐田東部地区 (B)	現況	463.70	—	—	3.21	466.91	—
	将来	463.70	—	—	3.21	466.91	—
	増減	—	—	—	—	—	—
磐田南部地区 (C)	現況	617.87	—	—	5.89	623.76	—
	将来	617.87	—	—	5.89	623.76	—
	増減	—	—	—	—	—	—
福田地区 (D)	現況	464.45	—	—	0.60	465.06	—
	将来	464.45	—	—	0.60	465.06	—
	増減	—	—	—	—	—	—
竜洋地区 (E)	現況	473.83	—	—	24.51	498.34	—
	将来	473.83	—	—	24.51	498.34	—
	増減	—	—	—	—	—	—
豊田地区 (F)	現況	465.19	—	—	19.15	484.34	—
	将来	465.19	—	—	19.15	484.34	—
	増減	—	—	—	—	—	—
豊岡地区 (G)	現況	408.71	—	—	2.71	411.42	—
	将来	408.71	—	—	2.71	411.42	—
	増減	—	—	—	—	—	—
合計	現況	3,871.94	—	—	70.05	3,941.99	—
	将来	3,871.94	—	—	70.05	3,941.99	—
	増減	—	—	—	—	—	—

(注) 1 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

2 0.0 は四捨五入による単位未満。—は該当なし

イ 用途区分の構想

(ア) 磐田北部地区

東に太田川、西に天竜川が流れ、中央に磐田原台地が広がっている。

西側平坦地は、天竜川によって堆積された扇状地で、昭和 44 年度から実施されたほ場整備事業等により農地の整備は完了している。寺谷用水沿いは主に田として、旧河川敷地は主に畑として利用され、水稻やカンショ・シロネギ等の露地野菜、温室メロンやトマト・花き等の施設園芸が営まれている。また、人・農地プランの作成を通じて、農地集積の方向性が示されており、今後の集積・集約化が期待されている区域である。

台地は河川の浸食によって残された洪積台地で、南に向って 150 分の 1 程度の勾配となって下がっており、西側は断崖、東側は浸食谷である。茶を中心とした樹園地として利用され、区画整理や畑地かんがい施設等の生産基盤が整備されている。しかし、担い手への農地の集積は進む一方で集約化はあまり進んでいない状況にある。

東側平坦地は太田川、敷地川、小藪川によってつくられた沖積層で主に田として利用されている。農地の集積・集約化は進んでおり、担い手を中心とした耕作が行われている区域である。

今後、平坦地では、農業用水施設の長寿命化や更新整備により農業用水の安定供給に努めるとともに、ほ場の大区画化等の検討や、麦・大豆等の生産のための水田の汎用化や担い手への農地の集積・集約化を進め、田及び畑としての土地利用を推進する。台地の茶園地帯においては、地域での話し合いのもと人・農地プランの見直しに取り組み、担い手への一層の農地の集積・集約化を進め、樹園地としての土地利用を推進する。また、台地沿いの畑地では施設園芸等の農業用施設用地としての土地利用を図る。

(イ) 磐田東部地区

東に太田川、西に今之浦川が流れ、北部は磐田原台地の一部となっている。

台地は、茶を中心とした樹園地、平坦地は主に田として利用され、一部温室メロン・花き等の施設園芸が営まれている。

平坦地は、担い手への農地の集積・集約化が進んでおり、大規模な水田農業が展開している。特に太田川沿いの平坦地である田原地区は、明治年間日本最初の土地改良実施地区であり、このうち玉越・西島は水稻反収が高い地区である。また、冠水常襲地帯である田原・西貝・御厨地区では、湛水防除事業が完了している。

今後、平坦地の水田地帯では、農業用水施設の長寿命化や更新整備を進め、農業用水の安定供給に努めるとともに、ほ場の大区画化等の検討や地域での話し合いのもと人・農地プランの見直しに取り組み、担い手への一層の農地の集積・集約化により生産性の向上と安定的な営農の継続を図り、田としての土地利用を推進する。台地の茶園地帯は、担い手への農地の集積・集約化を進め、今後も樹園地としての

土地利用を推進する。また、田原・御厨地区においては、今後も施設園芸等の農業用施設用地としての土地利用を図る。

(ウ) 磐田南部地区

仿僧川流域の平坦地で、昭和 45 年度からの県営ほ場整備事業等により 20a 区画に整備され、主に田として利用されている。

天竜川によってできた沖積層からなる長野・天竜地区は、豊かな農地が広がり、担い手への農地の集積・集約化も進んでいる地区である。しかし、市街地に近いことから混住化が進み、用排水分離の遅れている地域もある。

今後は、農業用水施設の長寿命化や更新整備による農業用水の安定供給と水田の汎用化を進めるとともに、ほ場の大区画化等の検討や地域での話し合いのもと人・農地プランの見直しに取り組み、担い手への一層の農地の集積・集約化による生産性の向上を図り、田としての土地利用を推進する。

(エ) 福田地区

太田川をはじめ、仿僧川、今之浦川等の二級河川が縦横に流れている。平坦な地形を活かして、昭和 30 年代から 50 年代にかけて実施されたほ場整備事業や天竜川下流農業用水事業により整備された水田が広がり、仿僧川以南は畑地帯となっている。また、一部で温室メロン等の農業用施設用地としても利用されている。

今後、農業用水施設の長寿命化や更新整備を進めるとともに、ほ場の大区画化等の検討や、地域での話し合いのもと人・農地プランの見直しに取り組み、担い手への一層の農地の集積・集約化を進め、太田川・今之浦川流域は田として、仿僧川以南は畑としての土地利用を推進する。

(オ) 竜洋地区

本地区の農地は、天竜川左岸に広がる平坦地の西南端にある。田畑はほぼ同じ割合を占め、旧来より同一地目の集団性に乏しく田畑が混在している。このため、田畑の混在による不利益は用排水路の整備により補うとともに、遊休農地解消戦略モデル事業等により荒廃農地の再生と担い手への農地の集積を実施し、生産性の向上と作業の省力化・合理化を図った。また、企業が農業生産技術や経営管理手法を習得する「いわた農業経営塾」を平成 27 年度より民間企業と連携して開講し、企業等の農業参入の促進を図っている。

今後も、農業用水施設の長寿命化や更新整備を進めるとともに、ほ場の大区画化等の検討や地域での話し合いのもと人・農地プランの見直しに取り組み、担い手への一層の農地の集積・集約化や企業による農業参入の促進等により、田及び畑として有効利用を図る。

(カ) 豊田地区

本地区の農地は、天竜川左岸に広がる平坦地の肥沃で豊かな水田地帯と、磐田原台地の西南に位置した丘陵地の茶園地帯に区分される。

平坦地の田は、区画整理や農業用水のパイプライン化等が進められ、基盤整備は概ね完了している。また、平坦地の畑や農業用施設用地では、シロネギ等の露地栽培や温室メロン等の施設園芸が営まれている。樹園地は、農用地の約2割を占め、そのほとんどが丘陵地の茶である。また、遠州豊田パーキングエリア南側では、「磐田スマートアグリバレー推進区域」として、ICTの活用により施設園芸の育苗から生産、加工、販売まで一貫して行う新たな農業ビジネスが展開されはじめている。

今後、平坦地の農地は、農業用水施設の長寿命化や更新整備を進めるとともに、ほ場の大区画化等の検討や地域での話し合いのもと人・農地プランの見直しに取り組み、担い手への一層の農地の集積・集約化等により、田及び畑として有効利用を図る。また、丘陵地の茶園地帯においては、担い手への農地の集積・集約化、次世代型農業の振興等を進め、今後も樹園地、農業用施設用地としての土地利用を推進する。

(キ) 豊岡地区

本地区の農地は、天竜川左岸の平坦地では田や畑が広がり、既存集落が散在している。北東部の丘陵地は茶や柿等の樹園地に、南部平坦地は田や施設園芸の農業用施設用地に利用されている。

昭和40年代から50年代にかけて実施された県営ほ場整備事業、団体営畑地総合整備事業等により天竜川沿いの南部平坦地の田や丘陵地の畑が整備された。また、平成21年度の経営体育成基盤整備事業により下野部地区の田が整備され、基盤整備は概ね完了している。

今後、平坦地では、農業用水施設の長寿命化や更新整備を進めるとともに、ほ場の大区画化等の検討や地域での話し合いのもと人・農地プランの見直しに取り組み、担い手への一層の農地の集積・集約化を進め、田及び畑としての土地利用を推進する。また、丘陵地では、担い手への農地の集積・集約化の他、鳥獣被害防止対策等を進め、樹園地としての土地利用を推進する。

ウ 特別な用途区分の構想

本地域では、特別な用途区分は設定しない。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第3 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

令和2年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画において、今後10年間の農政の指針として、環境との調和に配慮しつつ事業の重点化・コスト縮減等を通じた事業の効率的な実施を主とし、①「農業の成長産業化」の観点から我が国の様々な気候風土に適した農業の多様性を活かした農業生産基盤を整備し、②「国土強靱化」の観点から農業水利施設の長寿命化とため池の適正な管理・保全・改廃を含む農村地域の防災・減災対策を効果的に推進するための施策が見直された。

本市は、天竜川左岸に開けた平坦地と北部丘陵地、磐田原台地、太田川の低地で構成されている。この平坦地では、水田・畑が広がり、水稲・露地野菜を中心とした農業生産が行われている。

県営ほ場整備事業及び県営かんがい排水事業（パイプライン）を中心とした土地改良事業により、水利や農道及び用排水路の整備が図られており、概ね農用地の整備は完了している。しかし、本市の基幹水利施設である天竜川下流用水は更新時期を迎えており、計画的かつ効率的な補修・更新が必要となっている。

また、北部丘陵地、磐田原台地では、農業構造改善事業や畑地帯総合土地改良事業、県営かんがい排水事業（畑地かんがい）により農業生産基盤の整備がなされ、茶を中心とした樹園地となっている。

今後は、天竜川下流用水をはじめ、整備された農業基盤施設を適切に維持・更新するとともに、ほ場の大区画化や汎用化、畑地かんがい施設（茶園の点滴かんがい施設等）、暗渠排水など農業生産基盤の整備を進め、より一層農作業の省力化と経営の合理化を図っていく。

なお、整備にあたっては、環境との調和に充分配慮し、自然との共生と快適環境の創造を推進する。

また、関係機関と連携した農地中間管理事業への取り組みによる担い手への農地の集積・集約化によって、農業資源の維持・活用を進めていく。

地区別農業生産基盤の整備開発構想は以下に示すとおりである。

（1）磐田北部地区

本地区は、西側に天竜川沿いの平坦地、東側は太田川沿いの平坦地、中央には磐田原台地が広がっている。

このうち茶園が主体の磐田原台地は、昭和56年度に県営ほ場整備事業及び県営かんがい排水事業（畑地かんがい）により、面整備が完了している。今後は、営農条件の向上を図るため、畑地かんがい施設（点滴かんがい施設等）の整備を推進するとともに、農地中間管理事業等で樹園地の集積・集約化を促進し、これによる生産性の高い茶業経営農家を育成していくものとする。

天竜川沿いの平坦部は、県営ほ場整備事業により昭和53年度に面整備が完了し

ており、水稲とともにカンショ・シロネギ等の集約度の高い露地野菜や温室メロン・トマト・イチゴ・花き等の施設園芸が営まれている。

また、水田が主体の太田川沿いの平坦部においても、県営ほ場整備事業により面整備はほぼ完了している。さらに、担い手への農地の集積・集約化を進め、生産性の高い担い手を育成していく方針である。

(2) 磐田東部地区

本地区は、平坦地で水稲と温室メロン及び花き等の施設園芸が主作目となっている。このうち御厨・西貝地区と南御厨地区の一部は、昭和47年度から50年度にかけて30a区画の団体営ほ場整備事業が完了している。

また、本地区は太田川沿いの平坦地であり、排水不良による稲作への影響が生じていることから、昭和60年度から始められた農村総合整備モデル事業により排水路の改良、暗渠排水整備事業等が実施された。

また、平成17年度から、農地保有合理化事業等の取組により担い手への農地の集積・集約化が図られた。

今後、ほ場の大区画化等を検討し、省力化を一層推進するとともに、農地中間管理事業等の活用により生産性の高い担い手を育成していく方針である。

(3) 磐田南部地区

本地区は、全体が平坦地で水稲、温室メロン等の施設園芸、シロネギ等の露地野菜が主作目となっている。本地区のうち609haは、昭和45年度に20a区画の県営ほ場整備事業が完了している。

平成14年度には、農地保有合理化事業の取組により担い手への農地の集積・集約化と荒廃農地の有効利用が図られた。

今後は、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を推進する。

(4) 福田地区

本地区は、水稲と温室メロン等の施設園芸が主作目となっている。昭和30年代から昭和50年代にかけて、ほ場整備事業及び天竜川下流農業用水事業が完了している。

仿僧川以南の農用地は、砂質地帯であることや地下水位が高く排水不良であることから荒廃農地が増加傾向にある。平成13年度に農地保有合理化事業の取組により担い手への農地の集積・集約化と荒廃農地の有効利用が図られた。

今後は、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を推進する。

(5) 竜洋地区

本地区は、水稻、温室メロン等の施設園芸、シロネギ等の露地野菜が主作目となっている。昭和 30 年代から昭和 40 年代にかけて、県営ほ場整備事業及び団体営ほ場整備事業を実施し面整備が完了した。平成 8 年度には天竜川下流農業用水事業が完了し、この地区の基盤整備は概ね完了しているが、水利施設の老朽化は進んでおり、更新時期を迎えている。

また、西平松、中平松地区では、換地の取り扱いが困難などの理由により、田畑が混在していたため、平成 9 年度から 14 年度に農地保有合理化事業を実施し、担い手へ農地の集積・集約化し、田畑の団地化を行った。また、平成 16 年度には県営かんがい排水事業により、パイプライン化が完了した。現在、県営土地改良事業により整備を進めている地区においては、営農環境を改善し、農作業の効率化と安定的な農業の継続を推進し、担い手の育成を図っていく。

今後は、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、既設水路の補修による長寿命化・更新による水利の適正管理に努めていく方針である。

(6) 豊田地区

本地区は、水稻、中国野菜等の施設園芸、シロネギ等の露地野菜、茶が主作目となっている。昭和 30 年代から昭和 40 年代にかけて実施した県営ほ場整備事業、県営かんがい排水事業（畑地かんがい）、農村総合整備モデル事業を中心とした土地改良事業により、基盤整備は概ね完了している。平成 11 年度には県営かんがい排水事業により、パイプライン化が完了した。

今後は、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、既設水路の補修による長寿命化・更新による水利の適正管理に努めていく方針である。

(7) 豊岡地区

本地区は、水稻、中国野菜等の施設園芸、エビイモ、シロネギ等の露地野菜、茶、柿が主作目となっている。昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて実施された県営ほ場整備事業、団体営畑地総合整備事業等のほか、平成 21 年度に経営体育成基盤整備事業の区画整理により、この地区の基盤整備は概ね完了している。

今後は、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を進め、生産性の高い担い手を育成していく方針である。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
県営基幹水利施設ストック マネジメント事業（仿僧川大 池）	排水機場補修 1箇所	C-1 C-2	28	1	H25～R5 516,000千円
県営経営体育成基盤整 備事業（基盤整備促進 型）（高木・前野用水）	転落防止柵 1,250m	F-2	215.6	2	R元～R3 24,000千円
県営基幹水利施設ストック マネジメント事業（寺谷）	揚水機場補修等一式	C-3, C-4 E-2, F-2 F-3, F-4	462	3	R2～R4 160,000千円
県営担い手育成基盤整 備事業（竜洋東）	用排水路 4,143m 農道 1,581m 区画整理 6.9ha	E-2	24.7	4	R2～R6 400,000千円
県営農業水路等長寿命 化対策事業（船明2期）	受電変電設備更新 （事業位置市外）	—	8,905	—	R3～R4 122,100千円
県営農業水路等長寿命 化対策事業（豊田畑か ん除塵機）	畑かん施設 1箇所	F-1	85	5	R5～R6 50,000千円
県営農業水路等長寿命 化対策事業（前川樋門）	樋門 1箇所	D-3	—	6	R5～R6 150,000千円
県営農業水路等長寿命 化対策事業（寺谷2期）	揚水機場 3機場	C-1, C-3 C-4	150	7	R5～R7 150,000千円
国営施設応急対策事業 （天竜川下流地区）	浅羽揚水機場（改修） 1箇所 （事業位置市外）	D-3	867	—	R3～R6 2,100,000千円

（注）農業生産基盤整備開発計画図（別添）

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の多面的機能の保全を図るため、林道・作業道の整備、間伐等に対する支援に取り組む。

4 他事業との関連

該当なし

第4 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給はもとより、国土の保全や生物の生息空間など農地の持つ多面的機能を十分に発揮するためにその保全に努めていかななくてはならない。

しかし、都市化の進展や農業従事者の高齢化、後継者不足等により、農地の維持・管理が難しく、荒廃農地は再生される一方で新たに発生する傾向にある。このため、荒廃農地を含め、担い手への農地の集積・集約化を促進し、農地の保全を推進している。また、多面的機能支払制度等を活用して、地域共同による農地、農道、水路等の維持活動を進めているところである。

今後、荒廃農地の発生対策については、関係機関と連携した農地中間管理事業への取り組みにより、人・農地プランの実質化を推進し、農地の出し手と受け手を特定させ、担い手への農地の集積・集約化の加速化を図り、さらに鳥獣被害対策による農作物被害の軽減などにより、荒廃農地の発生防止と解消に努める。あわせて、狭小農地等の荒廃農地化防止のため、半農半X（農業収入の他に、兼業収入を加えて生計をたてるライフスタイル）希望者への支援等、具体的な方策の検討を進める。

さらに、農地や農業水利施設等の適切な管理や保全を図るため、地域の状況に応じた農業生産基盤の整備を進めるとともに、地域共同による施設の長寿命化のための活動の支援や荒廃農地の発生抑制・再生に取り組み、生産の場である農地を良好な状態で保全していく。また、麦・大豆・シロネギ・飼料用米などの転作作物の導入や企業等の農業参入による農地の有効利用を図る。

あわせて、市民農園の整備により、農地の多様な利用を図るなど、農業体験や食農学習を通じて、農業が持つ多面的機能への理解を深める地域住民と都市住民との交流の場を積極的に創出する。

一方、市域の南部は、河川が潮の干満潮の影響を受けるなど、大雨による湛水被害を受けやすい環境があることから、これまで湛水防除事業等を実施し、災害の未然防止と被害軽減を図ってきた。今後も整備した排水機場等の機能保全に努め、農地防災を推進していく。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
県営湛水防除事業 (磐田3期地区)	調整池 1箇所	A-4 A-6 B-4 C-1 C-2	357	1	H24~R4 988,000千円
県営農村防災施設整備事業 (今井田原用水)	用水耐震対策 2箇所 (市内1箇所)	A-5	333	2	R1~R4 60,000千円
県営土地改良施設耐震対策事業 (竜洋)	排水機場耐震補強工 1箇所	-	113.4	3	R2~R4 33,000千円
県営土地改良施設耐震対策事業 (仿僧川)	排水機場耐震補強工 3箇所	C-1 C-2 D-1	330.0	4	R2~R4 57,000千円
県営農村防災施設整備事業 (草崎)	排水機場 1機場	E-2	78	5	R3~R5 25,000千円
県営農業水利施設危機管理対策事業 (尼ヶ崎西用水)	安全施設 3,740m	C-4 F-4	58	6	R4~R5 99,000千円
県営水利施設等保全高度化事業 (仿僧川2期(浜部・中瀬))	排水機場 2箇所	C-1 E-2	163	7	R4~R8 700,000千円
県営農業水路等長寿命化対策事業 (新貝)	用水路工 1箇所	B-2	38	8	R5 10,000千円
県営水利施設等保全高度化事業 (仿僧川二之宮)	排水機場 1箇所	B-4	456	9	R6~R10 500,000千円
県営水利施設等保全高度化事業 (仿僧川草崎)	排水機場 1箇所	E-2	78	10	R6~R10 500,000千円
県営農業水利施設危機管理対策事業 (中遠)	付帯施設 5箇所 (市内2箇所)	E-2	-	11	R6~R10 164,000千円
団体営農業水路等防災減災対策事業 (金井戸ヶ谷池)	ため池 1箇所	G-3	14	12	R8~R9 40,000千円
県営水利施設等保全高度化事業 (仿僧川大池川)	排水機場 1箇所	D-1	338	13	R8~R12 500,000千円
多面的機能支払交付金 (岩田)	岩田故郷の会 農村環境向上活動等	A-1 A-2	132.7	14	H31~R5 4,913千円
多面的機能支払交付金 (向笠里)	向笠里水環境保全の会 農村環境向上活動等	A-5	189.1	15	H31~R5 10,773千円
多面的機能支払交付金 (新貝)	新貝環境の会 農村環境向上活動等	B-2	50.4	16	H31~R5 4,301千円
多面的機能支払交付金 (田原)	田原みどりの会 農村環境向上活動等	B-1	111.6	17	H31~R5 8,048千円

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益 地区	受益 面積 (ha)		
多面的機能支払交付金 (稗原)	稗原地域環境保全会 農村環境向上活動等	B-2	8.8	18	H29~R8 742千円
多面的機能支払交付金 (豊岡東)	豊岡東地区環境保全 協議会 農村環境向上活動等	G-2 G-3	75.4	19	H31~R5 5,299千円
多面的機能支払交付金 (豊浜)	浅羽一万石 農村環境向上活動等	D-3	80.2	20	H31~R5 6,853千円 (袋井市と合同)
多面的機能支払交付金 (大藤)	藤野みどりの会 農村環境向上活動等	A-3	26.6	21	H29~R8 1,318千円
多面的機能支払交付金 (中大原)	中大原環境保全会 農村環境向上活動等	C-1	48.9	22	H31~R5 3,836千円
多面的機能支払交付金 (大藤(10区))	大藤(10区) 農村環境向上活動等	A-3	38.0	23	R3~R7 10,000千円

(注) 農用地等保全整備計画図(別添)
受益面積及び事業費は全体

3 農用地等の保全のための活動

(1) 農業生産基盤整備等による生産条件の改善

老朽化している農業水利施設等の計画的な補修・更新により生産条件の改善を図り、荒廃農地の発生を抑制するとともに、土壌改良・簡易な基盤整備等、荒廃農地の再生利用を支援する。

(2) 認定農業者等への農地の集積・集約化

農用地を良好な状態で保全管理するためには、まず、将来にわたって経営を継続する担い手に利用管理されることが基本である。このためには、農地中間管理機構、県、市、農業委員会、農業協同組合（以下「農協」という。）等が一体となり農地中間管理事業を活用して、地域の中心となる担い手農業者への集積・集約化を促進する。特に、農地利用最適化推進委員との連携のもと、地域での話し合いによる人・農地プランの実質化を基に、農地の集積・集約化を加速していく。また、農地貸借による経営規模拡大とあわせて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進し、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

(3) 交付金制度等を活用した農用地等保全活動支援

多面的機能支払制度等を活用して、地域共同による農地等の保全管理、水路、農道、ため池等の補修による長寿命化のための活動等への支援を推進する。

(4) 鳥獣被害軽減対策

山間部を中心にイノシシ等による水稻や野菜、果樹類（柿等）の農作物被害が深刻化してきている。そのため、鳥獣被害防止計画に基づき、えさ場や隠れ場所となる荒廃農地の解消をはじめ、捕獲や防護柵設置に関する取組等を推進し、野生鳥獣による農業被害の軽減を図る。

(5) 多様な担い手による農地利用推進

I C Tを活用した次世代型農業を実施する企業の誘致を図ったほか、企業を対象とした「いわた農業経営塾」を民間企業と連携して開講している。今後も、企業をはじめ多様な担い手の農業参入の促進を図り、農地の有効利用を推進する。

(6) 農用地等の防災・減災対策

頻発化、激甚化する災害に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、湛水防除事業等で造成した排水施設の適切な管理や災害の形態に応じた施設の整備、維持・管理を行い、集中豪雨等による農業災害の未然防止と被害軽減を図る。

(7) 環境保全型農業の推進

環境保全型農業直接支払制度等を活用し、消費者の視点・農業の有する多面的機能の発揮の観点から有機農業、農薬不使用・低農薬栽培など環境保全型農業の推進を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林は市域の約 16%を占めており、北部の豊岡丘陵地、磐田原台地の東西斜面地、遠州灘沿岸の海岸部などに主な森林が分布している。

これらの森林は、良好な自然環境を形成しているだけでなく、水源のかん養や飛砂防備や潮害防備など、災害防止や生活環境の保全に大きな役割を果たしている。

今後も森林のもつ多面的機能を認識し、農用地を含めた国土保全の観点からも、森林整備計画に基づく森林整備を実施していく。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市では、地域あるいは各農家の実情に合わせて、水稻、茶、シロネギ・エビイモ等を中心とした土地利用型農業と、温室メロン・花きなどを中心とした施設型農業が営まれている。

しかし、近年の農業を取り巻く諸情勢は、農産物の需給不均衡、価格の低迷、国際的な貿易自由化による競争の激化など依然として厳しい状況にあり、農業従事者減少や高齢化などによる労働力の低下や農村地域の活力の低下など多くの問題が生じている。一方で本市は、一般企業による農業参入が盛んであるほか、ICTの活用により、育苗から生産、加工、販売までを一貫して行う農業ビジネスなど、新たな取組も展開されはじめている。

このような中で、本市農業生産水準を維持発展させていくためには、関係機関や関係団体の連携をより一層充実させ、農業の活性化を図るとともに、次世代型農業の推進をはじめ、地域の特性を活かした、生産性の高く高品質な農業を確立することが重要である。

そのため、今後、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得概ね800万円程度（1経営体あたり）、年間総労働時間1,800～2,000時間（主たる従事者1人あたり）の水準を実現できるものとする。また、農業就業構造の変化の中で、雇用により労働力を確保し、独自の経営戦略に基づき農業経営を展開する「ビジネス経営体」を育成するため、認定農業者の経営改善支援、さらには農業経営の法人化及び6次産業化の推進等に取り組み、これらの経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積 (ha)
個別 経営 営体	水稲＋小麦＋作業受託	25ha	水稲 12ha＋小麦 8ha＋作業受託 5ha	20	500
	水稲＋作業受託＋シロネギ	16.2ha	水稲 7ha＋作業受託 8ha＋シロネギ 1.2ha	15	243
	トマト	0.8ha	トマト 0.8ha	8	6.4
	イチゴ＋水稲	5.8ha	イチゴ 0.3ha＋水稲 5.5ha	5	29
	温室メロン	0.2ha	温室メロン 0.9ha (0.2ha×4.5作)	45	9
	温室メロン＋水稲	3.95ha	温室メロン 0.675ha (0.15ha×4.5作)＋水稲 3.8ha	10	39.5
	中国野菜	0.5ha	チンゲンサイ 4.5ha (0.5ha×9作)	8	4
	中国野菜＋水稲	5.8ha	チンゲンサイ 2.7ha (0.3ha×9作)＋水稲 5.5ha	7	40.6
	中国野菜＋シロネギ	2.3ha	チンゲンサイ 2.7ha (0.3ha×9作)＋シロネギ 2ha	3	6.9
	シロネギ＋水稲	9.5ha	シロネギ 3ha＋水稲 6.5ha	10	95
	シロネギ＋海老芋	3.8ha	シロネギ 3.2ha＋エビイモ 0.6ha	15	57
	観葉植物	0.6ha	観葉ハウス 0.6ha	8	4.8
	施設切り花	0.5ha	トルコギキョウ 0.5ha	7	3.5
	施設鉢物	0.6ha	鉢物ハウス 0.6ha	3	1.8
	緑化樹	0.9ha	緑化樹 0.9ha	5	4.5
	茶（自園自製自販）	15ha	茶 15ha（自園自製）	10	150
	茶（農業生産法人）	30ha	茶 30ha（生葉生産）	5	150
	茶（自園自製兼買葉）	6ha	茶 6ha（自園自製 6ha＋買葉 9ha）	15	90
	茶（生葉）＋イチゴ	3.2ha	茶 3ha＋イチゴ 0.2ha	2	6.4
	茶（自園自製兼買葉）＋甘藷	7ha	茶 6ha（自園自製 6ha＋買葉 6ha）＋甘藷 1ha	8	56
	柿＋水稲	11ha	柿 1ha＋水稲 10ha	2	22
	酪農（畑地型）	2.5ha	乳牛（経産牛）60頭＋飼料畑 2.5ha	4	10
	肉牛（肉専用種肥育）	—	肉専用種 常時 240頭	1	—
	養豚（一貫経営）	—	常時飼養頭数 種雌豚 140頭	2	—
	養豚＋茶（生葉）	2ha	常時飼養頭数 種雌豚 80頭＋茶 2ha	2	4
	その他（個人）	—		40	160
合計	—		260	1693.4	

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（R4.2）

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市は、将来の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に係る団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたって、これを支援する農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。また、農用地の集積・集約化、農作業の受委託・共同化、地域農業集団の育成などの各施策を有機的に連動させ、農用地の有効利用を推進するとともに、「いわた農業経営塾」等による企業の農業参入支援やICTなどの先進技術の導入を支援し、経営規模の拡大や経営の安定を目指した次世代型農業の確立を図る。

さらに、地域農業生産組織等の担い手を育成し、効率的な生産が行えるよう努める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農業生産組織の育成、企業の参入促進対策

本市は、農協、農業委員会、農林事務所等が十分なる相互の連携の下、人・農地プランの作成等を通じて集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して、磐田市農業再生協議会をはじめ、関係機関や関係団体は、農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地法に基づく農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけをもっており、オペレーターの育成、農作業の受委託の促進等を行うことにより地域の営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

また、本市は「いわた農業経営塾」を開講し、一般企業の農業参入を促進しているほか、遠州豊田パーキングエリア南側ではICTを活用した次世代型農業が展開されはじめており、地域農業の活性化に向けて大きな期待を寄せている。今後も「いわた農業経営塾」の運営等を通じて、新たな農業の担い手として一般企業の農業参入について支援していく。

(2) 農地中間管理事業、利用権設定等促進事業、農地移動適正化あっせん事業等農用地の集積・集約化対策

望ましい農業経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとす

る意欲的な農業者に対しては、農業委員や農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動を強化して農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。特に、農地中間管理事業などによる農地の集積・集約化を促進し、担い手の経営基盤の強化を図る。

(3) 農作業の受委託の推進対策

農地貸借による経営規模拡大とあわせて、農作業の受託による実質的な作業単位の拡大を推進することとし、農地中間管理機構、農業委員会、農協と連携を密にして、農地貸借と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営体の規模拡大に資するよう努める。また、効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家の育成、農作業の受託の促進の必要性についての普及啓発などについても重点的に推進する。

(4) 農作業の共同化対策

農作物の多様化が進む中、労働力の節減と農業投資の削減による農業所得の向上を図るため、生産組織等への農作業の受委託や各種補助事業を活用した共同利用機械の整備等による農作業の共同化を支援していく。

(5) 水田を中心とした土地利用型農業の活性化対策

水田における土地利用型農業を活性化するため、大規模農家への農地の集積・集約化、さらには水田の大区画化を一層推進するとともに、麦・大豆・飼料作物やシロネギ等の生産を推進する。また、需要に応じた水稻・小麦・大豆・飼料作物・シロネギ等の作付・販売計画の策定、水稻・小麦・大豆等の不耕起栽培技術等の省力化による生産技術向上に伴う低コスト・高品質生産体制の確立、小麦を中心とした団地化、大規模農家への水田の集積・集約化等に取り組む。

(6) 地域農業の活性化に向けた農地等の総合的利用の促進対策

地域の資源を有効に活かした農業経営の展開は、農村の活性化対策の重要な役割である。中でも、野菜等の直売所や定期的な市場の開設などは定着し大きな成果を上げている。今後は、これらに加え、農産加工や観光農園、観光施設等を利用した一般住民を対象とした総合的な活性化対策に努める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市では、水稻、茶、温室メロン、シロネギ・エビイモ等を中心とした特色ある農業生産が営まれている。

しかし、近年の景気の低迷や消費者ニーズの多様化に伴い、農業への取組意欲が減退し、農業離れが進みつつある。そのため、近代化施設の整備を通じて、担い手の育成・確保を図るとともに、安全・安心に対する消費者ニーズ等に対応しつつ、コスト低減・付加価値を高めた農産物の生産等を進め、地域としての産地化を図ることが必要となっている。

そのため、農協等の関係機関との連携のもと、ICTなど近代的な機械施設の導入や既存の共同利用施設、特産物一元集出荷場の有効利用や鳥獣被害の防止等に必要施設整備を進める。

また、国内外の販路拡大を支援するとともに、学校給食への地場産品の供給や「軽トラ市」の開催、「とよおか採れたて元気むら」などの地場産品直売施設の利用促進などにより地産地消を推進し、経営の安定と地域の活性化を図る。

あわせて、環境保全型農業やGAP、トレーサビリティシステムの導入支援等による安全・安心な農産物の生産・流通を推進する。

さらに、農産物のブランド化を図るとともに、地元食材を使用した商品開発など生産から加工・販売に取り組む農業経営体の6次産業化を推進する。

一方、地球温暖化対策に配慮した省エネ・低コスト生産施設・設備整備への支援とともに、栽培管理の省力化・効率化を図る。

(1) 水稻

水稻については、担い手への農地の集積・集約化を図り、直播栽培等低コスト栽培技術の導入や農協等との連携のもと汎用コンバインといった高性能機械の活用による労働時間の削減等に取り組み、低コスト・高品質安定生産技術を確立し、生産性の高い稲作経営を展開する。

また、米の消費圏と温暖な気候の有利性を生かし、早期米・特別栽培米等のブランド化を定着させる。そして、消費者の嗜好を反映し、現在行われているコシヒカリを中心とした良食味品種の作付けを推進する。さらに、健康志向の高まりの中で、需要の増加が見込まれる有機栽培米や新形質米(低アミロース米、低タンパク米等)などについての対応を検討する。あわせて、経営所得安定対策の活用により飼料用米やWCS(稲発酵粗飼料)用稲等の新規需要米の取組や麦・大豆・水稻裏作での露地野菜の作付拡大等による水田の高度利用を推進する。なお、WCSについては、評価は高いものの、市内での需要があまりないのが現状である。そこで、現状の作付面積を維持し、畜産農家からの需要に応じた作付けをする。

一方、麦・大豆等の一般作物をあわせた農産物の地産地消の拡大に向けた販売及

び消費促進活動に向けた取組を検討する。

(2) 施設野菜（温室メロン・イチゴ・トマト・チンゲンサイ）

施設野菜は、多種多様なものが生産される中、温室メロン、イチゴ、トマト、チンゲンサイが主要作目となっているが、消費者ニーズの多様化や激化している産地間競争による販売価格の低迷、暖房燃料費の高騰等により生産者の経営の圧迫が増している。一方、遠州豊田パーキングエリア南側では、「磐田スマートアグリバレー推進区域」として、ICTを活用したケールやパプリカ等の次世代型農業が実施されている。

今後、温室メロンは、地球温暖化対策に配慮した内部被覆の多層化やヒートポンプによる低コストな栽培体系の導入を推進し、施設の更新、規模拡大を幅広く促進する。

また、共同育苗施設や炭酸ガス発生装置の設置による品質の均一化や高品質化を図る。

その他の施設野菜は、品質の向上、経営規模の拡大、先進的経営体の育成のため、ICTを活用した高度な環境制御システムや、自動畝立て機等の導入を推進することによる農作業の省力化・自動化を図る。あわせて、多様な担い手による多品目少量生産を推進し、安全・安心な農産物を消費者に提供できるような取組により、地産地消を推進する。

さらに、地域のブランド力のPRを積極的に行い、農商工連携・6次産業化や高付加価値化を目指した商品開発の取組を推進するとともに、多様化する流通動向に対応した販路拡大を目指す。

(3) 露地野菜（シロネギ・エビイモ）

露地野菜については、シロネギ、エビイモの主要生産地として高い生産量をあげてきたが、農家の高齢化等に伴い、生産量は減少傾向にある。

今後は、省力・低コスト生産のための定植機械などの作業機械の導入、農地の集積・集約化を積極的に推進し、生産性の高い野菜産地の育成を図る。また、共同の集荷場や選果場、保冷・予冷施設、自動梱包ライン等との一体化した効率的な集出荷を推進し、品質の均一化や高品質化を図る。

シロネギ(秋冬ネギ)については、排水対策等により土壌病害を防ぐことにより生産数量を向上させる。

さらに、地域のブランド力の強化、PRを積極的に行い、農商工連携・6次産業化や高付加価値化を目指した商品開発の取組を推進するとともに、契約栽培など、多様化する流通動向に対応した販路拡大を目指す。

(4) 花き（施設切り花・施設鉢物）

花きについては、種類や品種の多様化が進み、ニーズの多様性と変化の速さ、価

格変動の激しさなどにより、年々減少傾向にある。

今後は、変化する花きの生産や消費に関する情報の把握と分析を的確に行い、花き園芸の先進地としての優位性と技術力を活かしつつ、独創性や多様な地域特性を活用した生産性が高い多様性に富んだ花き生産の振興を図るため、ICTを活用した高度な環境制御システムの導入や地球温暖化対策に配慮した省エネ施設の利用促進としてヒートポンプ等の導入を検討する。

(5) 茶

本市の茶業は、農業従事者の減少や高齢化に伴い、生産が伸び悩むとともに、消費者のリーフ（茶葉）離れなどにより、茶価の低迷が続いている。近年、消費者ニーズの対応強化を図るため、新品種の導入や新たな製茶技術により、味や香りに特徴のあるお茶づくりに取り組むとともに、安全、安心な環境に配慮した環境保全型農業やGAP（農業生産工程管理）の取組を推進し、環境負荷の少ない農業を目指している。

また、畑地かんがいや防霜施設の整備により近代化が図られており、乗用型管理機の普及もしている。

今後は、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化による経営規模の拡大や露地野菜との複合経営を推進し、大型複合経営体を育成する。

さらに、消費者の安全・安心に係る関心の高まりへの対応として、肥料や農薬等の使用量を減らした環境にやさしい農業を推進し、消費者ニーズにあった特色ある茶産地づくりを図る。

(6) 畜産

畜産は、生産者の高齢化や後継者不足に伴い、年々減少傾向にある。

今後は、輸入依存率の高い飼料作物が多い中、畜産農家が自ら生産し、国産100%の自給粗飼料による安全・安心を付加した牛乳を有利販売に繋げ、地産地消の推進を図る。また、耕畜連携によるWCS（稲発酵粗飼料）等の活用を推進し、消費者が求める安全・安心な畜産物を提供することを基本として、積極的な展開を図るものとする。

さらに、飼養衛生管理や家畜排せつ物の管理を適正化するとともに、環境対策に必要な施設の整備を進め、生活環境の保全を図る。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)			
該当なし							

3 森林の整備その他林業の振興との関連

林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材需要の低迷、林業経営費の上昇により、林業活動が全般にわたって停滞している状況にある。このため、水源涵養や土砂流出・崩壊防止など森林の有する公益的機能の高度発揮と優良木の安定的生産を確保し、計画的な間伐保育等の林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境にやさしい素材である木材の有効活用の観点から、その基盤となる路線網の整備、関連施策の活用を図り、森林整備に努める。

第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

現在、市内には新規就農の促進を図る学術的機関として静岡県立農林環境専門職大学・静岡県立磐田農業高校とともに、農作物の研究施設として静岡県農林技術研究所が設置され、農業を志す若者が、就農や農業法人等への就職に必要な知識や技術を習得するための実践的な教育体系が確立している。

また、企業を対象に農業生産技術や経営管理手法等を習得する機会として、平成27年度より「いわた農業経営塾」に協力している。

そのため、これらの施設の有効利用と連携強化のもと、農業内外から意欲ある新規就農者を幅広く確保、育成できるよう支援体制の充実を図る。

さらに、農業に対する関心、理解を深め、将来の農業の担い手を育成するため、学校教育機関と連携し、小学校から高校まで農業教育の取組を支援する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対 図 番 号	備考
該当なし					

3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市は、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたって、これを支援する農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。また、磐田市農業再生協議会をはじめ、関係機関や関係団体において、認定農業者及び今後認定を受けようとする農業者を対象に、指導及び研修会の情報提供を農林事務所の協力を受けつつ行う。あわせて、新規就農者に対しては、経営が円滑にスタートし、その後も確実に経営が継続されるよう、農業次世代人材投資資金など就農直後に必要な資金手当て等の支援を行う。

また、新たな担い手として企業等の農業参入を推進するため、農業委員会等の関係機関との連携のもと、農地の確保や初期投資の負担軽減を図った国、県の農業参入補助制度等の活用の指導にあたる。さらに、民間企業との連携により開講した「いわた農業経営塾」を支援するとともに、静岡県農業振興公社（企業参入支援センター）等の関係機関と連携し、企業の農業参入を一層促進していく。

一方、より多くの市民が農業に触れ、理解を深める機会を創出するため、市民農園の運営や農業に関するイベント開催への支援等を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市では、農業従事者の安定的な就業の場の確保を図るため、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（以下「農村産業法」という。）による産業導入地区等への企業誘致を進め、兼業農家等の雇用機会の場を確保してきた。

しかし、雇用環境は依然として厳しく、就業機会は低下しており、兼業農家の高齢化等の進行に伴い、農村集落機能の低下が懸念されている。

このような中、本市では、企業誘致の推進や企業による次世代型農業施設の整備などにより、地域の立地条件に応じた新たな就業機会の確保に向けた多角的な産業立地をめざしている。

今後も、農業的土地利用との調和に留意しつつ、商業施設や企業立地の基盤を確立し、先端技術産業や研究施設等の誘致を図っていく。また、商工会議所などと連携し、異業種間の交流を図り、農商工連携・6次産業化への支援を進め、直売や商品開発に取り組み、就業機会の確保を図っていく。

将来における農業従事者の就業目標は次表のとおりである。

単位：人

I	II	従業地								
		市内			市外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	林業・漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	27	8	35	12	2	14	39	10	49
	製造業	162	190	352	102	33	135	264	223	487
	電気・ガス・水道業	3	2	5	1	0	1	4	2	6
	運輸・通信業	23	10	33	18	3	21	41	13	54
	卸・小売業	35	86	121	32	33	65	67	119	186
	金融・保険業	6	15	21	6	4	10	12	19	31
	不動産業	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	サービス業	37	88	125	33	21	54	70	109	179
	公務	14	5	19	2	2	4	16	7	23
小計	308	404	712	206	98	304	514	502	1,016	
自兼営業	林業・漁業	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	25	1	26	1	0	1	26	1	27
	製造業	17	17	34	1	0	1	18	17	35
	電気・ガス・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸・小売業	23	17	40	3	2	5	26	19	45
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サービス業	6	12	18	1	1	2	7	13	20
	公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	71	47	118	7	3	10	78	50	128	
出稼ぎ	林業・漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸・小売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日雇臨時雇	林業・漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	8	2	10	1	0	1	9	2	11
	製造業	8	8	16	0	1	1	8	9	17
	電気・ガス・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	1	0	1	1	0	1	2	0	2
	卸・小売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サービス業	4	6	10	1	3	4	5	9	14
	公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	21	16	37	3	4	7	24	20	44	
総計		400	467	867	216	105	321	616	572	1,188

(注) 目標：令和13年（2031年）

資料：2015年農林業センサス（自営農業従事日数別農業従事者数（販売農家）の従事日数が60日以下）及び農家数の見通し等を参考に実績から勘案した。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 農村産業法等に基づく計画の達成を図るための対策

本市では民間活力活用により整備した企業立地・活用を働きかけている。今後も農業と工業の調和を図りつつ、誘致活動を行っていく。

(2) 企業等進出に際しての地域関係者等との連絡調整方策

農村産業法に基づく開発計画を進める中で、地域関係者及び優良企業関係者等の意向を十分に調査し、農業と工業の調和ある発展を図り、農業従事者の雇用対策を十分に検討する。

企業誘致に際しては、農協、商工会議所、商工会との連携のもとに情報の相互交換を行って、企業の状況をよく把握した上で誘致を決定する。決定した上は、企業と地域関係者の間に立ち、連絡調整を積極的に行って、地権者の同意や問題解消、地域としての受け入れ体制の決定に至るまで十分配慮し対応するものとする。

(3) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策

本市では今後、農村地域における資源の活用を通じ、農業者や産地、地域が農産物等の生産に加え、加工や販売を一体的に行う6次産業化への取組を促進し、農業・農山村交流ビジネスの育成を支援し、農村地域の産業の活性化を進める。

また、農商工等連携による地域農産物の産地ブランド化や新商品・機能性食品(アグロメディカルフーズ)等の開発に取り組み、地域農産物としてのPRとあわせて地域産業の活性化による就業機会の拡大を図る。

さらに、農業をはじめとする地域産業との協調や農村整備の方向に留意して、成長性と安定性のある企業の誘致を図り、均衡ある地域の発展を図る。

(4) 上記対策を円滑に推進するための体制整備に関する対策

進出企業の対応や地域関係者との連絡調整にあたっているが、雇用の確保、拡大のため、さらなる受け入れ体制の強化を図っていく。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第9 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市は、遠州灘海岸をはじめ、桶ヶ谷沼などの優れた自然景観資源や低地に広がる水田や磐田原台地の茶園などの農地景観など数多くの地域資源を有している。

しかし、都市化による混住化や農業従事者の高齢化等により、農業生産活動の衰退や集落機能の低下、荒廃農地の発生等が懸念されるとともに、新型コロナウイルス感染防止対策による新しい生活様式などにより、農村環境を取り巻く状況は大きく変化している。

市民生活においても地域の連帯感の希薄化など都市的生活様式が定着しつつあるが、農村地域の活性化を担う人材の育成・確保等の取り組みや生活環境基盤の整備を推進し、快適に暮らせるまちづくりを推進する。

なお、施設の整備にあたっては、市民の十分な意向反映と市民による自主的な管理運営への配慮等を推進する。特に、SDGs(持続可能な開発目標)への関心が高まっており、環境に配慮した施策の展開が期待されている。

(1) 安全性

ア 防災・防火

東日本大震災や熊本地震等による教訓を生かし、地震等の自然災害に備え、磐田市地域防災計画に基づき、防災会議、国民保護協議会を開催し、諸計画の策定を実施し、防災体制の充実、防災施設等の整備、建築物の耐震補強や改築、津波対策などの防災対策を強化する。また、自主防災会などの育成・支援を行い、地域防災力の向上を図る。また、豊田支所を改修し「防災備蓄ステーション」を整備することにより、防災力の向上を図ると共に、支所機能をアミューズ豊田へ移転することで公共施設の集約・拠点化を進め、市民の利便性の向上を図る。

防火対策においては、市民の生命・財産を守り、迅速な消防・救急・救助活動を行うため、消防施設等の整備や消防職員の技術向上、救急医療機関との連携強化、地域の防災活動を担う消防団等との協働体制の確立などを実施し、消防・救急体制の充実を図る。また、耐震性貯水槽の新規設置及び市内に設置されている既存防火水槽の耐震化率向上のために更新整備を図ると共に、既存防火水槽等の修繕を行う。

風水害対策においては、ハザードマップによる水害危険区域の住民などへの周知、河川改修やポンプ施設の更新・増設及び長寿命化、雨水流出抑制等の総合的な治水対策、森林や海岸の保全対策などを推進する。

イ 交通安全

交通事故削減のために、交通事故多発交差点や危険箇所など、地域の実情にあった交通安全施設の整備、拡充により、交通事故防止と交通の円滑化を進める。

また、交通事故を削減するため、地域づくり協議会や警察と連携を図り、市民の

交通ルール・マナーの向上と交通安全意識の高揚を図る。

そして、市民の交通安全意識の高揚を図るため、関係団体と連携を図り、交通安全の各種啓発事業を実施し、正しい交通ルールの習得とマナーの向上に努め、安全なまちづくりを推進する。

ウ 防犯

犯罪のない安全な社会を構築していくため、地域住民の防犯組織と関係機関や事業者との連携により、防犯パトロールを強化するとともに、防犯灯や防犯カメラ等の設置を進め、犯罪を防ぐまちづくりを推進する。

(2) 保健性

ア ごみ処理

環境への負荷をできる限り低減し、廃棄物も資源として最大限に活用していくため、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rの推進により、ごみの資源化・減量化を図るとともに、廃棄物の適正処理及び不法投棄防止を推進する。

また、地域の優れた自然資源である天竜川や太田川などをはじめとした市全域における河川の水質浄化や不法投棄対策などを推進するとともに、美化活動や環境教育を通じて環境美化の推進に努める。

イ 排水処理

快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全に資するため、公共下水道の整備や耐震化、合併処理浄化槽設置の普及などを計画的に推進する。

ウ 給水

新型コロナウイルスなどの感染症対策として、水道水での「うがい・手洗い・水分補給」の習慣づけの意識は今後も継続していくことが想定される。感染症予防として身近な水道水は有効とされている。

安全・快適な水を安定的に供給するため、長期計画のもと、水質の確保、老朽施設の更新・長寿命化や地震などの災害対策を推進する。

エ 保健・医療

安全で質の高い医療サービスを提供するため、医師、看護師等の医療スタッフの確保・充実と関連施設、設備等の拡充により、市立総合病院の急性期医療機能の高度化を図る。

また、市民の最も身近な医療の担い手である「かかりつけ医」と急性期医療の担い手である「急患センター」と「市立総合病院」との「地域医療連携体制」を構築する。

指定救護所に医薬品を配備するとともに、三師会を含めた災害時医療救護訓練を実施することにより、災害時に円滑な医療救護活動が実施できるように災害医療体制を整備する。

さらに、また、新型コロナウイルス感染症対策事業へ積極的に取り組み、医療機関の設備整備の支援を図る。

(3) 利便性

ア 交通

国道1号バイパス、国道150号、県道磐田袋井線などの広域幹線道路に加え、市内の各拠点を結び地域内ネットワークを構築する道路網を整備し、均衡のとれた社会基盤整備に努める。また、東西・南北幹線道路などの整備により、地域の骨格を整えるとともに、交通弱者も安心して利用できるよう、人と環境に優しい集落道の整備や公共交通の充実を進める。さらに、低公害車の普及拡大やエコドライブの実践、環境負荷の少ない公共交通機関の利用促進など、交通における省エネルギー対策を検討する。

また、高齢者等の交通弱者の日常生活における移動手段を確保するため、デマンド型乗合タクシーを運行する。また、高齢ドライバーの運転免許証自主返納の促進による事故防止と、返納後の移動手段を確保するため、デマンド型乗合タクシーの割引制度を実施する。

イ 通信

防災、防犯、保健、福祉、医療など市民が安心して、快適に日常生活を営む上で必要となるさまざまな情報を的確かつ迅速に提供するため整備したメール配信システム「いわたホッとライン」の有効活用等により、市民サービスの一層の向上を図る。

また、高度情報化社会に対応した地域の情報化を推進するため、情報通信基盤の整備による情報ネットワークの確立、行政サービスにおける情報通信技術の活用を推進するとともに、マイナンバー制度における情報連携におけるシステムの構築や活用方法を検討する。

一方、学校教育におけるICT教育は進んでいるものの、インターネットに関する新たな犯罪の増加と高齢者を中心としたICTを十分に利活用することができない市民の存在については、決して看過することのできないものとして、今後十分な対応を図っていく。

(4) 快適性

ア 公園・緑地

本市は、森林や海岸、河川などの優れた自然資源と、さまざまな公園・緑地など優れた環境資源を有している。こうした資源を保全・活用しながら、緑の基本計画

に基づき地域住民の交流の場として公園や緑地の整備を推進し、身近な生活環境の充実を図る。このような中、今之浦公園の東側にある市有地と今之浦公園に対する市民のニーズを反映し、幅広い世代の交流やにぎわい創出を目指して一体的な再整備を進めている。

イ 高齢者福祉

地域包括支援センターを拠点として、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための保健、福祉、医療の連携や、地域資源をつなぐネットワークづくりを進めるとともに、介護を必要とする人が、住み慣れた地域で地域特性、実情にきめ細かく対応した地域密着型の多様な介護・介護予防サービスの確立を推進する。

ウ 子育て支援

子育て世代の核家族化や共働きの増加を背景に保育ニーズが高まっており、安心して子どもを産み育てることができる社会を目指して、子育て相談体制の充実を図るとともに多様な保育サービスの充実と地域や企業による子育て支援を進め、子育てしやすい環境整備と子どもの健やかな成長を推進する。

(5) 文化性

ア スポーツの振興

既存のスポーツ施設の整備・充実とともにスポーツ指導者の養成・確保などを行うことにより、より身近に多くの市民がスポーツに親しむことができるような環境づくりに努める。特に、磐田市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブと連携し、地域が主体となり、生涯を通じて気軽にスポーツに親しめるような環境を整える。

また、オリンピックメダリストを輩出している卓球やジュビロ（サッカー・ラグビー）のホームタウンであるなど、恵まれたスポーツ資源の活用や、卓球専用体育館など新たな施設整備等によるスポーツの振興、市民の健康増進、交流人口の拡大等を図り、スポーツを活かしたまちづくりを推進する。

イ 生涯学習

地域づくり・交流の場の創出として、磐田市学習交流センターや豊岡総合センター、竜洋西会館等が整備され、生涯学習の拠点として多くの市民に利用されている。また、令和4年度開館予定で新磐田市文化会館「かたりあ」の整備が進められており、本市の文化を継承・発展させる新たな拠点として期待されている。

今後も市民の自発的な生涯学習を促進し、生きがいのある生活が送れるように、生涯学習基本方針に基づき地域の資源を活用した生涯学習プログラムの提供や読書活動の推進、交流センター・図書館等の生涯学習施設の充実を図っていく。

ウ 文化財・伝統行事

旧見付学校や遠江国分寺跡をはじめ本市に残る貴重な文化財の保全対策及び利活用を目的とした整備を推進するとともに、地域の伝統行事の継承支援や文化財を地域の宝として保存継承する意識を高めつつ、学習資源や観光資源としての活用手段の開発及び事業展開を図る。

平成31年4月の文化財保護法の改正を受け、「磐田市文化財保存活用地域計画」の認定を文化庁に申請し、令和3年7月16日に、静岡県内で初めての認定を受けた。

今後、地域計画に基づき、保護と活用を両立できるよう、引き続き遠江国分寺跡をはじめとした史跡の調査・保全・整備・活用や指定文化財の修理などへの支援を行うとともに、文化財を保護・継承する意識を高めつつ、歴史教室や体験学習等を通じて本市の歴史や文化財についての情報発信を行い、「市民が誇れる自然と歴史・文化のまち」を目指す。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
該当なし				

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、木材生産などの経済的機能だけでなく、水源涵養、土砂流出・崩壊などの災害防止、自然環境保全、レクリエーションなどの保健・休養の場などの様々な役割・機能を担っていることを踏まえ、水土保持林だけでなく森林と人との共生林についても森林の整備、保全を図る。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第 10 付図（別添）

- 1 土地利用計画図（付図 1 号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）該当なし
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）該当なし

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

別冊農用地区域地番一覧表に掲げている地番にあたる土地を農用地区域とする。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域番号		用途区分
磐田北部地区	A-1	農地 : 下記の用途として区分した区域以外の区域 農業用施設用地 : 農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を農業用施設とした地番にあたる土地
	A-2	
	A-3	
	A-4	
	A-5	
	A-6	
磐田東部地区	B-1	農地 : 下記の用途として区分した区域以外の区域 農業用施設用地 : 農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を農業用施設とした地番にあたる土地
	B-2	
	B-3	
	B-4	
磐田南部地区	C-1	農地 : 下記の用途として区分した区域以外の区域 農業用施設用地 : 農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を農業用施設とした地番にあたる土地
	C-2	
	C-3	
	C-4	
福田地区	D-1	農地 : 下記の用途として区分した区域以外の区域 農業用施設用地 : 農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を農業用施設とした地番にあたる土地
	D-2	
	D-3	
	D-4	
竜洋地区	E-1	農地 : 下記の用途として区分した区域以外の区域 農業用施設用地 : 農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を農業用施設とした地番にあたる土地
	E-2	
	E-3	
豊田地区	F-1	農地 : 下記の用途として区分した区域以外の区域 農業用施設用地 : 農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を農業用施設とした地番にあたる土地
	F-2	
	F-3	
	F-4	
豊岡地区	G-1	農地 : 下記の用途として区分した区域以外の区域 農業用施設用地 : 農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を農業用施設とした地番にあたる土地
	G-2	
	G-3	